



発行 新潟県

第78号

平成29年10月10日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 1112 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
- 1113 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1114 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の事業廃止届(高齢福祉保健課)
- 1115 農用地利用配分計画の認可の申請(地域農政推進課)
- 1116 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 1117 公共測量の実施通知(監理課)
- 1118 道路の区域変更(道路管理課)
- 1119 道路の供用開始(道路管理課)
- 1120 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1121 土砂災害警戒区域の解除(砂防課)
- 1122 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1123 土砂災害特別警戒区域の解除(砂防課)
- 1124 土砂災害警戒区域の指定(砂防課)
- 1125 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)

## 公 告

特定調達契約の落札者等(教育庁総務課)

## 監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況(監査委員事務局)

## 告 示

## ◎新潟県告示第1112号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項(又は第53条第1項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)を次のとおり指定した。

平成29年10月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
通所介護	めぐりハビリティサービス長岡	新潟県長岡市希望が丘1丁目529番地1	めぐ株式会社	平成29年10月1日
介護予防通所介護				

## ◎新潟県告示第1113号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項(又は第115条の5第2項)の規定により、指定居宅サービス事業者(又は指定介護予防サービス事業者)から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年10月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
あいらぶかいご長岡デイサービスセンター	新潟県長岡市希望が丘1丁目529番地1	テンプスタッフフォーラム株式会社	通所介護 介護予防通所介護	平成29年8月30日	平成29年9月30日
ふれあいの杜上越	新潟県上越市頸城区西福島945番地1	株式会社ふれあいの杜	介護予防通所介護	平成29年8月31日	平成29年9月30日

## ◎新潟県告示第1114号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成29年10月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

事業所の名称	所在地	事業者	届出の受理年月日	廃止年月日
あいらぶかいご長岡	新潟県長岡市希望が丘1丁目529番地1	テンプスタッフフォーラム株式会社	平成29年8月30日	平成29年9月30日

## ◎新潟県告示第1115号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

## 1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
胎内市	2者	横道竹ノ花67番ほか13筆 1.9ha
見附市	1者	庄川町貝ヶ島1515番ほか14筆 1.3ha
十日町市	1者	沖立688番ほか2筆 0.7ha
津南町	6者	下船渡己6405番ほか42筆 5.8ha
合計	10者	75筆 9.8ha

## 2 申請年月日

平成29年9月28日

## 3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

## 4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

## ◎新潟県告示第1116号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、燕市及び新潟市の一部を受益地域とする県営本町地区区画整理(経営体育成基盤整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年10月10日

新潟県新潟地域振興局長

## 1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年10月11日から平成29年11月8日まで

3 縦覧に供する場所

燕市役所  
新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1117号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県知事(新発田地域振興局長)から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
- 2 作業期間 平成29年9月27日から平成30年1月11日まで
- 3 作業地域 胎内市桃崎浜、胎内市荒井浜地内

◎新潟県告示第1118号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 鳥穴日渡線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
新発田市鳥穴字前割13番1から	新	8.4~22.2メートル	1098.2メートル
同市飯島新田字内正尺75番1まで	旧	7.1~22.2メートル	1100.3メートル

◎新潟県告示第1119号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 路線名 県道 鳥穴日渡線
- 2 供用開始の区間  
新発田市鳥穴字前割13番1から同市飯島新田字内正尺75番1まで
- 3 供用開始の期日 平成29年10月10日

◎新潟県告示第1120号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年12月15日新潟県告示第1763号）を次のとおり解除する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢伏町南地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1121号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成23年6月24日新潟県告示第936号）を次のとおり解除する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
乙吉南地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉北地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉町(3)地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉川地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1122号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成18年12月15日新潟県告示第1764号）の指定を解除する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 長岡地域振興局管内

	区域の表示及び当該自然

区域の名称	区域の所在地	現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢伏町南地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1123号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成23年6月24日新潟県告示第937号）の指定を解除する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

#### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
乙吉南地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉北地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉町(3)地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉川地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

### ◎新潟県告示第1124号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

#### 1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢伏町南地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉南地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉北地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉町(3)地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉川地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦

覧に供する。)

◎新潟県告示第1125号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

1 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
鉢伏町南地区	長岡市鉢伏町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉南地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉北地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
乙吉町(3)地区	長岡市乙吉町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成29年10月10日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 調達物品等の名称及び数量  
新潟県教育情報ネットワークシステム用サーバ機器等一式の借上げ
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県教育庁総務課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日  
平成29年9月11日（月）
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋一丁目3番1号
- 5 落札金額  
160,101,360円
- 6 契約方法  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成29年7月28日（金）
- 8 落札方式  
最低価格

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

平成27年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定によりその内容を公表する。

平成29年10月10日

新潟県監査委員 栗山和廣  
 新潟県監査委員 石井修  
 新潟県監査委員 横尾幸秀  
 新潟県監査委員 高橋猛

監査の種別	平成27年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
県民生活・環境部	<p>【公益財団法人新潟県中越大震災復興基金】</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第199条で準用する第129条の規定により、理事会の承認を受けた計算書類等は、定時評議員会の日から二週間前から主たる事務所に備え置かなければならないところ、平成26年度及び平成27年度の決算に係る計算書類等について、法定の備え置き期間を満たしていなかった。                      今後は法人法を遵守した事務手続を行われたい。</p>	<p>公益財団法人新潟県中越大震災復興基金においては、平成28年度の決算に係る計算書類等について法定の据え置き期間を満たすよう、計算書類等の承認を議題とする理事会を平成29年5月9日に開催し、理事会の開催日から中14日以上を空けた平成29年5月31日に定時評議員会を開催したことを、法人から報告を受けて確認しております。                      今後とも法人法を遵守した事務手続を行うよう指導してまいります。</p>
	<p>【公益財団法人新潟県中越沖地震復興基金】</p> <p>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第199条で準用する第129条の規定により、理事会の承認を受けた計算書類等は、定時評議員会の日から二週間前から主たる事務所に備え置かなければならないところ、平成26年度及び平成27年度の決算に係る計算書類等について、法定の備え置き期間を満たしていなかった。                      今後は法人法を遵守した事務手続を行われたい。</p>	<p>公益財団法人新潟県中越沖地震復興基金においては、平成28年度の決算に係る計算書類等について法定の据え置き期間を満たすよう、計算書類等の承認を議題とする理事会を平成29年11月上旬に開催し、理事会の開催日から中14日以上を空けた平成29年11月末日までに定時評議員会を開催する予定としていることを、法人から報告を受けて確認しております。                      今後とも法人法を遵守した事務手続を行うよう指導してまいります。</p>
土木部	<p>【新潟県住宅供給公社】</p> <p>県営住宅家賃等について、職員が入居者から現金受領後、銀行に入金せず着服したものが52件1,007,824円あった。                      今後このような事件が発生することのないよう、再発防止策の徹底を図られたい。</p>	<p>新潟県住宅供給公社においては、所管する建築住宅課から再発防止策の徹底を指示したことを受け、公認会計士の指導を得ながら、窓口での現金收受時の伝票処理や公印管理の体制、さらに出納管理者や上席職員による事務処理のチェック多重化等、不正・過誤を排除する事務過程を平成28年度に導入し、再発防止の徹底を図った旨、同公社から報告を受け確認しております。</p>

<p>福祉保健部</p>	<p><b>【公益財団法人新潟医学振興会】</b>                  新潟県臨床研修支援事業補助金について、誤って補助対象外の経費を含めて実績報告を行ったため、429,000円の過受給となっていた。                  実績報告に当たっては、補助対象経費の確認を徹底されたい。</p>	<p>公益財団法人新潟医学振興会に対して、過支給となっていた補助金の返納手続きを行い、平成28年11月30日に納入済みです。                  所管課である医師・看護職員確保対策課においては、公益財団法人新潟医学振興会に対して、要綱に定める補助対象経費の確認を徹底するよう指導し、適正な執行に努めてまいります。</p>
<p>交通政策局</p>	<p><b>【新潟国際海運株式会社】</b>                  ア 関係会社株式について                  第9期決算において、清算し、既に存在しない関係会社の株式を出資時の金額47,160,000円で計上しているものがあつた。決算書における適正な資産評価の点で問題があるので、適正な会計処理を行うよう求めるものである。                  イ 立替金、仮受金について                  平成21年3月に4か国（韓国、中国、ロシア、日本）でフェリーを備船し、試験運航した際の備船料7,735,370円の立替金及び北東アジアフェリー株式会社の清算に伴う仮受金9,407,490円が長期間処理されないままとなっている。財務状況の改善という点から、これまで以上に関係者への働き掛けを強めて早期の回収に努める等、適正な処理を行うよう求めるものである。</p>	<p>新潟国際海運株式会社においては、所管課である港湾振興課が適正な会計処理を行うよう伝えたことも踏まえ、以下のとおり処理したことを同社から報告を受け確認しております。                  ア 関係会社株式について                  第10期決算時において、評価損の会計処理を行い、備忘価格1円での記載としました。                  イ 立替金、仮受金について                  第10期決算時において会計処理を行い、備船料は債権償却を行い、清算仮受金については株式評価損に充てました。</p>